

共同体メカニズム研究学会 「ガラテヤ書を読む」  
研究対話会 2026年1月29日

登壇者

戸村甚栄牧師、蕨キリストの教会(埼玉県蕨市)伝道者、秋田県出身、数年の商社マン後1973年に渡米し、聖書を学び、最後は神学部で学んだ。1980年帰日後今日まで説教しています。

キリストの教会は聖書の権威により、一致運動を目指すキリスト者の群れです、

登壇者：大垣昌夫、同志社大学経済学部特別客員教授

会合のトピック

T. David Gordon は、2019年の *Promise, Law, Faith: Covenant-Historic Reasoning in Galatian* という著作 (<https://www.hendricksonpublishers.com/p/promise-law-faith/9781683072089> に概要の説明) で、ガラテヤ書の新解釈を提唱している。カルビン以来の「信仰」と「行い」という *Systematic Theology* の2つの概念に分けての解釈ではなく、上記のリンクの概要にあるように (A) 神がアブラハムに与えた契約と神によるそのアドミニストレーションの全体(「約束」と表記)、(B) 神がモーセに与えた契約と神によるそのアドミニストレーションの全体(「契約」と表記)、(C) イエスの契約と神によるそのアドミニストレーションの全体(「信仰」と表記)。この Gordon (2019) の新解釈について、特に次の5点について検討したい。以下、聖書の引用は新改訳2017より。

1. ガラテヤ 3:17 で、「先に神によって結ばれた契約」とは神がアブラハムに与えた契約、「その後四三十年たってできた律法」は神がモーセに与えた律法、という理解で問題ないか。この理解で問題ない場合、これらは上記の Gordon の (A) と (B) の意味という理解は可能で検討の余地があるか？あるいは、他の聖書箇所などを考えると不可能か？
2. ガラテヤ 4:21 の「律法」という言葉は22節以降を読めばアブラハムに関わることで上記の Gordon の (B) の意味ではない。これは Gordon も著書の中で認めている。この他のガラテヤ書の「律法(ギリシア語の *nomos*)」は (B) の意味という理解は可能か？
3. Gordon はガラテヤ書の主要な目的は、割礼などの行為は救いのために必要ではないことを明らかにすることにある、と主張している。このような理解は可能か？

4. これは上記 3. と関係が深い点である。Gordon は、ガラテヤ書はキリストの新契約では「行為義認」ではなく「信仰義認」であることを明らかにする目的で書かれたのではなく、当時の読者がアブラハムの信仰義認やハバクク 2:4 の「正しい人はその信仰によって生きる」ことから新契約は「信仰義認」であること理解していることを前提として、割礼は救いに必要ではないことを明らかにしている、と主張している。このような理解は可能か？
5. Gordon の新解釈を十字架以前で、モーセ以降のユダヤ教徒に應用すると、律法を全て行うことで義認されていた人はいなかったが、アブラハムの約束を信ずることで信仰義認を受けていたユダヤ教徒（例えば預言者）はいた、という理解は可能か？

表：3つの契約の比較

契約	義認と契約成立前の血による聖め(ヘブル 9:18)	特徴	排他性
アブラハムの契約 (BC16 世紀ごろ?)	<u>信仰義認</u> 雌牛と雌やぎと雄羊の血(創世記 15:9-10)	3つの <u>約束</u> 1. アブラハムの子孫は星の数のように多くなる 2. 約束の地(イスラエルの地)が与えられる 3. アブラハムの子孫の1人を用いて世界の全民族を祝福	アブラハムの子孫の1人を用いて <u>世界の全民族を祝福</u> (左の列の3番目の約束)
モーセの契約 (BC14 世紀ごろ?)	<u>行為義認</u> 子牛と雄やぎの血(ヘブル 9:19)	十戒を含む <u>律法</u>	<u>約束の地内の他宗教の人々に対して排他的</u>
キリストの契約 (AD1 世紀)	<u>信仰義認</u> キリストの血による聖め(ヘブル 9:14)	十字架の贖罪の <u>信仰</u>	<u>世界の全民族を祝福</u>